

平成29年12月28日

会員各位

岐阜県行政書士会
第二業務部長 本間 大介
業務総合対策部会長 玉置 啓昭

空き家予防対策事業「民事信託」啓発普及セミナーのご案内

この度、標記について、羽島市生活交通安全課より別紙のとおり参加の依頼がありましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、参加を希望する方は、別紙**セミナー参加申込書**にて羽島市市民部生活交通安全課あて直接お申込みのうえ、参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時：平成30年1月27日（土）10時00分 ～ 15時30分
2. 会 場：不二羽島文化センター みのぎくホール
羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地
3. セミナー内容：
 - (1) 午前の部 10時00分 ～ 12時00分
『これで安心！実家の空き家は“家族に託す”でOK』
 - (2) 午後の部 13時30分 ～ 15時30分
『実家信託』実務者講習

以上

事務連絡

平成29年12月吉日

岐阜県行政書士会会員各位

羽島市生活交通安全課長

空き家予防対策事業「民事信託」啓発普及セミナー参加について（依頼）

師走の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、羽島市では、今年度、空き家対策について特定非営利法人岐阜空き家・相続共生ネットと協定を締結し、平成29年度国土交通省先駆的空き家対策モデル事業に取り組んでおり、「空き家予防対策」として一般消費者から専門家まで幅広い層に空き家にさせない「実家信託」を啓発、普及させる活動をしております。

つきましては、下記のとおりセミナーを開催することといたしましたので、ご参加をお願いいたします。

記

セミナー開催の背景

羽島市では、平成27年度より空き家対策の総合窓口として「生活交通安全課」を新たに設置し、市の立地を生かした「空き家の流通」と「空き家発生予防」の柱として取り組んでおります。

そうした中、空き家所有者はすでに高齢化が進行しており「所有者の売却等の利活用に係る判断能力低下」が空き家の流通を阻害（不動産の凍結化）していることがわかっています。子世帯がすでに実家を離れており、認知症など要介護の親の面倒をみることができないなどの理由から、介護施設等へ入所させた後に空き家となる案件も多発しています。成年後見制度を利用する前のお元気で判断能力がある時に、ご自分の意思決定にて財産管理ができる手法の普及に努めることが求められています。厚生労働省によると団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症を患うと推計されております。

あわせて、人口減少の中、2022年には、生産緑地からの大量の宅地供給により、地方での不動産の流通は加速的に減少することが見込まれているため、近い将来、地方の不動産が負動産へと陥る危険性が高まっており、売り時を逃さないための早期の対策が非常に重要となってまいります。

不動産流通阻害を予防し、空き家の発生を抑制する一助として、成年後見制度を利用せずに実家を売却できる「実家信託」の普及啓発を図ることとしました。

今回開催のセミナーは、このような不動産流通の凍結防止策の一つとしての「実家信託」について、メリットや運用上の注意点など、実務に繋がる内容としております。

講師にお招きする杉谷氏によりますと、NHKのアサイチの出演後の反響もかなり大きく、多くの方に関心を持っていただけたとのことでした。

ぜひ、セミナーへご参加いただき、取り組みへご理解いただきますようお願いいたします。

◆ セミナー名：平成 29 年度 国土交通省 先駆的空き家対策モデル事業
空き家にさせない！「実家信託」のすすめ

日時：平成 30 年 1 月 27 日(土) 午後の部 13 時 30 分から 15 時 30 分

場所：不二羽島文化センター（羽島市文化センター） みのぎくホール（384 席）
羽島市竹鼻町丸の内 6 丁目 7 番地（電話 058-393-2231）駐車場 530 台

主催：羽島市、NPO 法人岐阜空き家・相続共生ネット

後援：岐阜県

協賛：(一社)全国空き家相談士協会、(一社)全国不動産コンサルティング協会

◆午後の部 13 時 30 分から 15 時 30 分

セミナー内容：「実家信託」実務家講習

対象：行政書士、司法書士、弁護士、土地家屋調査士、税理士、宅地建物取引士、社会福祉士、空き家相談士、金融関係者、行政職員ほか

講師：司法書士法人ソレイユ代表社員 司法書士 杉谷 範子 氏

平成 25 年 司法書士法人ソレイユを結成

「民事信託・家族信託」「種類株式等の会社法」を駆使した相続・事業承継対策で「親孝行の後継(あとつぎ)さん」を応援している。

著書 空き家にさせない！「実家信託」 日本法令

同日午前の部では、下記のとおり市民向けのセミナーを開催予定です。お時間があればご出席ください。

また、クライアントでご興味ある方などへのお声掛けをしていただけると幸いです。

◆午前の部 10 時 00 分から 12 時 00 分

セミナー内容：空き家予防対策の観点から、わかりやすく「実家信託」の制度について

対象：羽島市民他近隣市町村市民、老人クラブ、自治会、民生委員、ケアマネジャー、介護施設職員ほか

講師：司法書士 青山誠 氏(NPO 法人会員)

※先駆的空き家等対策モデル事業は、国土交通省が市町村等にノウハウの蓄積が十分でない事務や官民が協力して取り組む事業について、先駆的に実施される取り組みを支援し、その成果の全国への展開を図るものです。